



2024年12月9日

No.167「清掃用資材」認定基準制定に伴う対象品目の移行について(改定)

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

新規商品類型 No.167「清掃用資材」(2025年1月1日制定)は、清掃管理業務で使用する清掃用薬剤および清掃用具を対象とした認定基準となっている。同基準で対象となる清掃用具のうち、モップなどの一部の品目において、一般家庭で使用される製品を中心に、No.104「家庭用繊維製品」、No.105「工業用繊維製品」、および No.128「日用品分類 E. 清掃・収納用品、室内装飾・芸術品」でそれぞれ対象となっている。No.167「清掃用資材」制定を機に、業務用途で使用する清掃用具については、No.167「清掃用資材」への統合が必要となる。

具体的には、清掃用具を対象とする 3 つの商品類型において、業務用途で使用される清掃用具は No.167「清掃用資材」で対象とすることに関する注釈追加や、特定品目(ウエス)の記載削除等の改定を行う。一般家庭用として販売される商品については、現行の基準で対象とする。

2. 対象となる商品類型

該当する商品類型は、下表のとおり。

類型番号	商品類型名	改定の概要
104	家庭用繊維製品 Version3	清掃管理業務(業務用)での使用を想定した「モップ」は、エコマーク商品類型 No.167「清掃用資材」で対象とすることに関する記載の追加。
105	工業用繊維製品 Version3	清掃管理業務(業務用)での使用を想定した「ウエス」「フロアダスター・不織布ワイパー」は、エコマーク商品類型 No.167「清掃用資材」で対象とすることに関する記載の追加および削除。
128	日用品 Version1 分類 E. 清掃・収納用品、 室内装飾・芸術品	①分類名の変更(家庭用が対象であることを明記)。 ②主に業務用途で使用される清掃用資材は No.167 の対象とすることに関する記載の追加など。

3. 改定箇所（変更箇所:赤字下線部分、および見え消し部分）

ONo.104「家庭用繊維製品 Version3」

2. 適用範囲

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「家庭用繊維製品」「身の回り品」「他に分類されない生活・文化用品」のうち「テント」「娯楽装置及びがん具」のうち「がん具および人形（縫いぐるみ、その他の布製がん具など）および「紡織基礎製品」であって、製品質量または面積（外面積）に占める繊維割合が50%以上を占める製品。えり飾り、和装身の回り品は、皮革が製品全体の20%以下（質量割合）であり、付属品を除く外面積の50%以上が繊維であること。ただし、清掃管理業務（業務用）での使用を想定した「モップ」は、エコマーク商品類型No.167「清掃用資材」で対象とする。

4. 認定の基準と証明方法

4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法

(1) 製品全体の総質量（ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く繊維部分質量。以下、繊維部分質量とする）に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が表 1 の基準配合率を満たすこと。ただし、表 2 に該当する製品は、表 2 の基準配合率を満たすこと。なお、エコマーク認定の小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料を使用する場合には、その再生材料分を質量割合の計算に計上してもよい。

（表1:省略）

表 2 個別製品ごとの基準配合率

該当製品	基準配合率
寝具、こたつふとん、座ぶとん、クッション	変更なし
毛布	変更なし
モップ（ <u>主に家庭で使用されるもの</u> ）	製品全体の総質量（繊維部分質量）に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が 25%以上であること。
床敷物	変更なし
かさ	変更なし

ONo.105「工業用繊維製品 Version3」

2. 適用範囲

工業用繊維製品(ベルト、重布類、袋、包装布、結束材、ファスナ、油吸着材、畳資材、ホース類、合皮基布、電気資材、自動車内張、土木用繊維資材など)、および総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「レース生地及び不織布」のうち「不織布およびフェルト」、「その他紡織基礎製品」のうち「網、策及び条」および「網地」であって、製品質量または面積(外面積)に占める繊維割合が 50%以上を占める製品。ただし、清掃管理業務(業務用)での使用を想定した「ダストクロス・不織布ワイパーなど」は、エコマーク商品類型 No.167「清掃用資材」で対象とする。

4. 認定の基準と証明方法

4-1-1.主環境要件に関する基準と証明方法

- (1) 製品全体の総質量(ボタン、ファスナ、ホック、縫糸などの小付属を除く繊維部分質量。以下、繊維部分質量とする)に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が表 1 の基準配合率を満たすこと。ただし、表 2 に該当する製品は、表 2 の基準配合率を満たすこと。なお、エコマーク認定の小付属またはプラスチック部品などの樹脂材料を使用する場合には、その再生材料分を質量割合の計算に計上してもよい。

表 2 個別製品ごとの基準配合率

該当製品	基準配合率
ウエス	<u>検品による不良布、古着および古布を裁断したリサイクル布が100%使用されていること。</u>
ダストクロス、不織布ワイパーなど <u>(主に家庭で使用されるもの)</u>	製品全体の総質量(繊維部分質量)に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が表1の基準配合率を満たすこと。 ただし、通常繰り返し使用しない製品(一度きりの使用で廃棄される製品)は、製品全体の総質量(繊維部分質量)に占める未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が70%以上であること。

ONo.128「日用品 Version1 分類 E. **家庭用清掃用品**、収納用品、室内装飾・芸術品」

2. 適用範囲

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「その他の住生活用品」のうち表 1 に示す製品。ただし、電気を使用する製品、特定の製品の包装用箱、および製品全体の総質量に占める金属材料、皮革材料および石材などの質量割合が 50%以上となる製品は対象外とする。

表 1 対象製品分類

分類番号	分類	各分類に該当する製品
	家庭用清掃用品 (*主に業務用途で使用される清掃用資材は No.167 の対象)	
	清掃用品(中分類)	
85 121	ほうき	畳ほうき、竹ほうき、くま手
85 122	ブラシ	床用ブラシ、くつブラシ、たわし、網戸ブラシ、洋服ブラシ、パイプクリーナーブラシ
85 123	ちり取り	
85 124	はたき	
85 126	- モップ	ローラー巻き込み式モップ
85 127	ペイントローラー及びスチー ジー	
85 22	バケツ	
85 26	ごみ袋	
85 129	その他	スタレーパー、粘着クリーナー、ガラスワイパー、水きりネット(洗濯用)、フローリングワイパー、レンジフード、換気扇カバー、調理台保護シート、エアコンフィルター(外付け式)、排水口ネット(浴室用)、布団たたき

4. 認定の基準と証明方法

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

(38) 「**清掃用具(モップ、~~ペイントローラー及びスチージー~~)**など)は、消耗部品の交換用部品の提供がなされていること。または、部品の交換を請け負うための体制が整備され、製品利用者の依頼に応じて部品の交換を行っていること。

【証明方法】

製品の交換可能部位を説明する資料を提出すること。取扱説明書、パンフレット、製品ラベルなどに消耗部品の交換に関する情報提供がなされていることを示す資料を提出すること。部品交換体制については、回収、修理、返却など体制全体の概要が分かる資料を提出すること。

4. 改定日: 2025年1月1日